

造成計画平面図

S=1:250 (A1)
S=1:500 (A3)

工事の概要(宅地造成及び特定盛土等規制法)

項目	数量
盛土または切土の高さ	盛土0.82m
盛土または切土をする土地の面積 (うち30cmを超える土地の面積)	6305㎡ 5725㎡
盛土の土量	3200m ³
切土の土量	なし

凡例

記号	説明
○	盛土
□	測量地
△	境界線
○	1号境界線
○	2号境界線
○	3号境界線
○	4号境界線
○	5号境界線
○	6号境界線
○	7号境界線
○	8号境界線
○	9号境界線
○	10号境界線
○	11号境界線
○	12号境界線
○	13号境界線
○	14号境界線
○	15号境界線
○	16号境界線
○	17号境界線
○	18号境界線
○	19号境界線
○	20号境界線
○	21号境界線
○	22号境界線
○	23号境界線
○	24号境界線
○	25号境界線
○	26号境界線
○	27号境界線
○	28号境界線
○	29号境界線
○	30号境界線
○	31号境界線
○	32号境界線
○	33号境界線
○	34号境界線
○	35号境界線
○	36号境界線
○	37号境界線
○	38号境界線
○	39号境界線
○	40号境界線
○	41号境界線
○	42号境界線
○	43号境界線
○	44号境界線
○	45号境界線
○	46号境界線
○	47号境界線
○	48号境界線
○	49号境界線
○	50号境界線
○	51号境界線
○	52号境界線
○	53号境界線
○	54号境界線
○	55号境界線
○	56号境界線
○	57号境界線
○	58号境界線
○	59号境界線
○	60号境界線
○	61号境界線
○	62号境界線
○	63号境界線
○	64号境界線
○	65号境界線
○	66号境界線
○	67号境界線
○	68号境界線
○	69号境界線
○	70号境界線
○	71号境界線
○	72号境界線
○	73号境界線
○	74号境界線
○	75号境界線
○	76号境界線
○	77号境界線
○	78号境界線
○	79号境界線
○	80号境界線
○	81号境界線
○	82号境界線
○	83号境界線
○	84号境界線
○	85号境界線
○	86号境界線
○	87号境界線
○	88号境界線
○	89号境界線
○	90号境界線
○	91号境界線
○	92号境界線
○	93号境界線
○	94号境界線
○	95号境界線
○	96号境界線
○	97号境界線
○	98号境界線
○	99号境界線
○	100号境界線

(注記)
 ・開発協議の対象は最終併合から一次放流先までとする。
 ・各区域における予定建築物は一併建ての住宅とする。
 ・開発区域には、構造物または金属網などで境界明示をすること。
 ・本開発区域に隣接して本開発許可の完了日からみなし年数以内に開発行為を行う場合及び本開発区域内の公共施設を変更する場合は、隣接指導課と協議すること。
 ・開発区域内に電柱を設置しないこと。
 ・開発区域における法定外水路については、構造のみを開発審査の対象とするため、放流の同意については管理者と十分に協議を行うこと。



所在	高松市太田上町字中原
図面名	造成計画平面図
縮尺	図中記載 図面番号 3
作成年月日	令和 8 年 5 月 1 日
作成者	高松市三条町278番地12 土地家屋調査士・測量士 野田 明良